原村一般業務用封筒広告掲載取扱要項

平成24年９月27日

告示第19号

（趣旨）

第１　この要項は、原村広告掲載要綱（平成20年原村告示第７号）の規定に基づき、村が使

用する封筒に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

　（広告掲載の対象となる封筒）

第２　広告を掲載することができる封筒（以下「封筒」という。）は、村が一般業務用封筒

として使用するものとする。

（広告の掲載基準）

第３　封筒に掲載する広告は、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

（広告の掲載位置）

第４　封筒に掲載する広告の位置は、封筒の裏面とする。

（広告の規格及び広告料）

第５　広告を掲載する封筒、広告の規格及び広告料は、別表のとおりとする。

（広告の募集）

第６　広告の募集は、村の広報紙又はホームページ等により行うものとする。

　（広告掲載の申し込み）

第７　封筒に広告の掲載を希望する者は、原村一般業務用封筒広告掲載申込書（様式第１号）

に広告原稿を添えて提出しなければならない。

　（広告掲載の決定）

第８　村は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、原村一般業務用封筒広告

掲載決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

（広告料の納入）

第９　広告主は、請求のあった日から村長の指定する期日までに広告料を全額納入しなけれ

ばならない。

　（広告掲載の取り消し）

第10　村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことがで

きる。

(1)　指定する日までに広告料の納入がないとき。

(2)　その他村長が、広告の掲載が不適当と認めるとき。

　（広告主の制限）

第11　次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

(1)　村税等を滞納している者

(2)　その他村長が、不適当であると認める者

（広告主の責務）

第12　広告の内容等に関する責任及び広告の原稿の作成に係る費用は、全て広告主が負うも

のとする。

２　村は、広告の内容等に関する一切の責任を負わない。

（補則）

第13　この要項に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附　則

この告示は、平成24年10月１日から施行する。

別表（第５関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告媒体 | 広告の規格等 | 広告料 |
| 長形３号封筒 | 単位：１枠  枠数：最大４枠  規格：縦 50ミリメートル×横 90ミリメートル  印刷：１色刷り  （封筒表面の文字等の色に合わせる。）  印刷枚数：30,000枚 | 30,000円 |
| 角形２号封筒 | 単位：１枠  枠数：最大４枠  規格：縦 120ミリメートル×横 100ミリメートル  印刷：１色刷り  （封筒表面の文字等の色に合わせる。）  印刷枚数：15,000枚 | 30,000円 |

（様式第１号）

原村一般業務用封筒広告掲載申込書

年 月 日

原村長　　　　　　　様

申込者　所在地住所

名称・商号

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

連　絡　先

原村一般業務用封筒広告掲載取扱要項第７の規定により、下記の条件を確認し、原稿案を添えて申し込みます。

記

１　条件

(1)　村一般業務用封筒に関する事務を担当する課等が、村税等の納付状況を調査すること

に同意します。（原村以外の事業者の場合は、市町村税等の納税証明書を添付します。）

(2)　申し込み内容は、原村広告掲載要綱及び原村一般業務用封筒広告掲載取扱要項を遵守

　　したものであり、掲載内容に起因する事象に関しては、申込者の責任において対応する

　　ことを誓約します。

２　掲載希望広告媒体

長形３号封筒　・　角形２号封筒

３　掲載希望期間

この申し込みにより作成した封筒の在庫がなくなるまで

４　添付書類

(1)　広告内容の分かるもの

(2)　会社内容パンフレット等

(3)　村外の事業者にあっては、市町村税等納税証明書等

（様式第２号）

原村一般業務用封筒広告掲載決定通知書

番　　　号

年　月　日

（申込者）　　　　　　様

原村長

年　月　日付けで申し込みのあった原村一般業務用封筒広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことを決定しました。

記

１　掲載広告媒体

長形３号封筒　・　角形２号封筒

２　掲載期間

今回の申し込みにより作成した封筒の在庫がなくなるまで

３　広告料

　　　円

４　掲載しない場合の理由

５　備考

（様式第３号）（第10関係）

原村一般業務用封筒広告掲載決定取り消し通知書

番　　　号

年　月　日

（申込者）　　　　　　様

原村長

年　月　日付け（番号）で決定した原村一般業務用封筒への広告掲載については、下記のとおり決定を取り消すこととしました。

記

１　掲載広告媒体

長形３号封筒　・　角形２号封筒

２　決定取消しの理由

３　備考